

広島県公立学校事務職員研究協議会 ホームページに関するガイドライン

広島県公立学校事務職員研究協議会

このガイドラインは、広島県公立小中学校学校事務職員研究協議会（以下広島県事研という）のホームページの開設及び運営について必要な項目を定めるものとする。

（目的）

- 1 広島県事研事業の目的を達成するため、会員への広報活動及び会の運営に必要な情報伝達活動を行うことならびに会員の資質向上に関する情報の提供を行うことを目的とする。

（管理・運営）

- 2 広島県事研ホームページの管理者は広島県事研であり、運営を広島県事研広報部が行う。

（公開）

- 3 広島県事研ホームページに掲載する内容等については、会長・副会長が判断を行う。
ただし、常任幹事会の承認が必要な事項については、会の承認を得て公開する（削除する場合も同様）。

（公開の内容）

- 4 公開の内容は次のとおりとする。
 - （1） 広島県事研の組織に関する情報（広島県事研要覧等）
 - （2） 広島県事研の活動に関する情報（総会，研究大会及び各部等）
 - （3） 各地区の活動に関する情報
 - （4） 会員等が提供する情報
 - （5） その他教育に関する情報

（個人情報の保護）

- 5 公開にあたっては個人情報の保護に十分留意し、次のとおりとする。
 - （1） 公開しないもの
個人が特定されるもの（氏名・住所・電話番号・生年月日等）
 - （2） 状況によって公開できるもの
集合写真等、個人が特定できないよう配慮されたもの
 - （3） 本人の同意を得て公開できるもの
肖像権・著作権があるもの及び個人名が特定される写真や研究資料等

（著作権）

- 6 広島県事研ホームページ上の掲載物における著作権は広島県事研に属する。また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表・複製等の行為は行わない。

(禁止事項)

7 管理者並びに利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 個人等の人権、著作権、その他の権利を侵害する行為
- (4) 個人等を誹謗・中傷・差別する行為
- (5) その他インターネット利用上のルールとマナーに反する行為

(情報の削除)

8 管理者は、利用者が明らかにガイドラインの趣旨に反した行為等を行ったと判断できる場合は、事前に通知することなく当該情報を削除する等の対応を行う。

(免責)

9 広島県事研ホームページは、情報の共有を目的としたものであり不慮の障害、事故等により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(リンク)

10 広島県事研ホームページをリンクする場合は、事前に広島県事研の許可を得るものとする。

(その他)

11 このガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

平成26年2月17日制定